

事務所通信

令和6年2月号

よしかわ税理士事務所

税理士・ファイナンシャルプランナー 吉川 るみ子

〒604-8123 京都市中京区堺町通

四条上る八百屋町 555 番地 303

TEL : 075-366-5944

E-mail : mail@yoshikawa-zei.com

【今月の一言】

先日、重要無形文化財総合認定保持者である能楽師の方のご講演を拝聴する機会がありました。狂言、能楽、歌舞伎の歴史的な発祥の違いや関連性他かいつまんでご説明いただき、その後は能楽の衣装の着付けの実演を見ることができました。

芸術文化は心を豊かにしてくれますね。世界から日本の文化は素晴らしいと称賛されています。忙しい日常ではありますが、自分のペースであっても文化的な要素に触れていきたいと思えた時間でした。

年収の壁 家族の扶養で気を付けるポイント

2023年10月以降、最低賃金の上昇により、社会保険や税金の扶養から外れる方がいます。それにより厚生労働省では「年収の壁・支援強化パッケージ」を公表しています。

今回は、パート・アルバイトの年収額に応じた概要をまとめました。

(なお、下記では、夫婦の場合、夫はサラリーマン、妻はパート・アルバイトという前提で記述させていただきます。社会的に問題となっているのが、このパターンが多いと思われるからです。)

1. 扶養の範囲内とは

扶養は「税金上の扶養」と「社会保険上の扶養」の2つがあります。それぞれ年収の上限基準が設けられており、一般的に年収の壁と呼んでいます。

ポイント：労働者が誰の扶養になっているのか、見極める必要があります

引用元：photo AC

(1) 税金上の扶養とは

配偶者を扶養している時は、夫には配偶者控除・配偶者特別控除があります。パート主婦のケースでは、夫が会社員でも自営業でも、パート収入が一定額以下であれば、夫の所得税と住民税が軽減されます。

親子親族間の扶養では、扶養控除があります。年齢や親族の範囲制限はありますが、条件を満たせば扶養する側で所得税と住民税が軽減されます。



【夫側での控除と控除額】

配偶者控除	38 万円
	48 万円（妻の年齢が 12 月 31 日現在で年齢 70 歳以上）
配偶者特別控除	1 万円～38 万円
扶養控除	38 万円（子の年齢が 16 歳～18 歳、23 歳～69 歳）、63 万円（子の年齢が 19 歳～22 歳）
※これらは所得控除とあって、所得から控除します	

(2) 社会保険上の扶養とは

パート主婦のケースでは、夫の会社の社会保険の扶養に入ることを指します。

扶養に入ること、夫の負担もなく、妻は国民年金や国民健康保険の保険料の負担が無くなります。一方で、学生など親の会社の社会保険の扶養は、20 歳以上なら国民年金の支払義務が発生し、健康保険のみ扶養の取り扱いになります。（国民年金の学生納付特例制度あり）

なお社会保険の扶養の「年間収入」には通勤手当、定期券の支給分も含まれます。

2. 年収の壁一覧

妻の年収	状況	対策・ポイント
103 万円	<p>◆年間の収入が 103 万円を超えた場合に、本人（扶養される側、すなわち妻）に所得税が発生</p> <p>◆夫は勤務先から家族手当や配偶者手当などが支給されなくなる場合がある</p>	<p>→世帯での手取りの収入は減少しない</p> <p>→配偶者手当あり方の検討にむけて、見直し案の策定。事業主へガイドラインを作成（※1）</p>
106 万円	<p>◆従業員 100 人超（2024 年 10 月は 50 人超）の会社に勤務すると、社会保険料（厚生年金・健康保険）が発生（※2）</p>	<p>→手取り収入が減少する</p> <p>→将来の厚生年金は増加</p> <p>→健康保険の保障が得られる（傷病手当金や出産手当金の支給）</p>
130 万円	<p>◆従業員 100 人以下（2024 年 10 月は 50 人以下）の会社に勤務すると、扶養から外れ、社会保険料が発生。パート先の社会保険に加入しない場合は、自分で国民年金・国民健康保険に加入</p>	<p>→手取り収入が減少する</p> <p>→国民年金など保険料が発生</p> <p>→収入が一時的に上がったことを事業主が証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能（※3）</p>
150 万円	<p>◆年間の収入が 150 万円を超えると、夫の所得税計算上、配偶者特別控除が段階的に減少する</p>	<p>→世帯の手取り収入は減少しない</p>

201 万円	◆年間収入が 201.6 万円を超えると、夫の 所得税 計算上、配偶者特別控除がゼロ	→世帯の手取り収入は減少しない
--------	---	-----------------

3. 103 万円の壁：配偶者手当のあり方の検討・見直し案の策定（※1）

勤務する会社によって「家族手当」「扶養手当」「配偶者手当」など手当の名称は様々です。これら手当が、働く意欲のある労働者の弊害になっているケースでは、労使間における調整、見直しの検討も必要かもしれません。



ポイント：厚生労働省「配偶者手当」のあり方の検討に向けて実務資料編（QR より）

4. 106 万円の壁：社会保険の加入拡大にむけて（※2）

社会保険の扶養の壁は、106 万円と 130 万円があります。会社の従業員数により、一定の金額・条件以上で 106 万円から加入義務が発生します。

これにより、年収調整が発生しないよう、

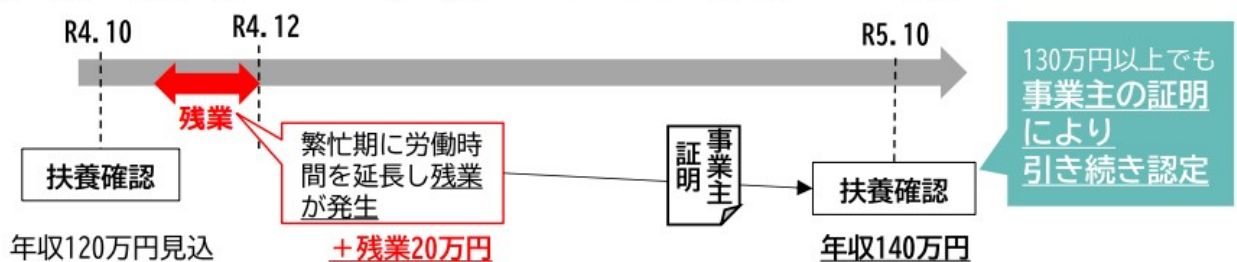
- ・会社へは、キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）を支給
- ・会社から労働者へは、社会保険適用促進手当で調整（社会保険料の算定対象外、所得税や雇用保険の対象になります。）

を、「年収の壁・支援強化パッケージ」内で紹介されています。あわせてご検討ください。

5. 130 万円の壁：事業主の一時的な収入変動の証明（※3）

パート・アルバイトの妻が、繁忙期に労働時間を延長したことなど、収入が一時的に上がっても、会社（事業主）などが「一時的な収入」を証明すれば、引き続き夫の扶養に入り続けることが可能になりました。

（例）毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



引用元：厚生労働省

今回ご紹介したものはスペースの都合上、パート・アルバイトを中心に記載しており、扶養の家族が収入を得る仕事を、給与以外で行っているケースを省いております。副業のみ、又は、給与+副業のようなケースでは「年収」の算定が少し変わります。

「関心がある」、「当社が対象になるのか聞いてみたい」等のご要望がありましたらご遠慮なくお問い合わせください。